

公益社団法人金沢市医師会定款

目次

- 第1章 名称及び事務所
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会員
- 第4章 代議員及び予備代議員
- 第5章 代議員会
- 第6章 役員等
- 第7章 理事会
- 第8章 裁定委員会
- 第9章 委員会
- 第10章 団体契約及び意見表明
- 第11章 資産及び会計
- 第12章 事務局
- 第13章 雑 則
- 附 則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人金沢市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医道の昂揚、医学、医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の振作昂揚に関する事項
- (2) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (3) 医療の普及、充実にに関する事項
- (4) 医学の振興に関する事項
- (5) 医育の整備に関する事項
- (6) 医師の補習教育に関する事項
- (7) 医事衛生の調査研究に関する事項

- (8) 医業経営の改善に関する事項
- (9) 医療従事者の養成、確保に関する事項
- (10) 社会保険、公費医療に関する事項
- (11) 医事紛争に関する事項
- (12) 会員の相互扶助及び福祉に関する事項
- (13) 医療資材に関する事項
- (14) その他本会の目的達成上必要な事項

2 前項の事業については、石川県内において行うものとする。

第3章 会員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 会員は、本会の目的及び事業に賛同した金沢市内に住所又は就業所を有する医師たるものとする。

2 会員は、次に掲げる事由によって、会員の資格を失う。

- (1) 第13条1項(会員の制裁)の規定による除名
- (2) 退会又は死亡

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の届出をしなければならない。

2 会員で、本会を退会しようとする者は、所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる

3 会員で、その届出事項に変更が生じた場合は、前2項と同様にその届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長が再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届の受理を保留し、同条に基づく処分を行うことができる。

6 会員で、第8条第1項の会費及び負担金を、2年以上納入しない場合は、任意退会したものと認める。

(会費及び負担金)

第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得るよう心がけねばならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契等の閲覧等）

(報告、発表及び意見の具申)

第11条 会員は、本会の目的に関する研究、又は調査を本会へ報告し発表することができるとともに、本会の事業に関し意見を述べることができる。

2 会員は、本会が関与するすべての地域医療活動に参加する権利を保有し、またそれらに関し本会が入手するすべての情報、及び資料の提供を受けることができる。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第13条 会長は、会員について次の各号の1に該当する者、又はその他正当な理由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て戒告、又は除名することができる。

(1) 医師の倫理に違背し、会員たる名誉、又は本会の名誉を毀損した者。

(2) 本会の定款又は決議に違反し、もしくは秩序を著しく乱した者。

2 前項により除名したときは、その氏名及び事由の概要を所属医師会へ通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、代議員会たる会員の除名については、第18条第2項をもって行う。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員数等)

第14条 本会に、代議員を置く。その員数は別に定める基準により、概ね会員19名の中から1名の割合を持って選出する。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選出後最初に到来する4月1日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を引き続き行わなければならない。

(代議員の選出)

第16条 代議員を選出するため、別に定めるところにより会員において選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選挙することができない。

2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、後任の代議員を選挙する。

4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備代議員)

第17条 代議員に事故あるときに備えて、予備代議員を置く。

2 代議員に事故あるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。

3 第14条第1項及び第3項（代議員数等）、第15条第1項及び第3項（代議員の任期）、第16条（代議員の選出）並びに第18条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員について準用する。

(代議員の資格の喪失)

第18条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して除名決議を行う旨を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を喪失する。

(1) 第6条第2項の規定による会員資格の喪失

(2) 全ての代議員の同意

第5章 代議員会

(代議員会)

第19条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

(定例代議員会及び臨時代議員会)

第20条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会とする。

2 定例代議員会は、毎年1回、招集しなければならない。

3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第21条 代議員会に、議長副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において代議員の中から選定する。

3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

第22条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第23条 議長若しくは副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(代議員会の任務)

第24条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 予算に関する事項

(2) 決算に関する事項

(3) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項

(4) 代議員の資格の喪失

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) 理事及び監事の報酬等の額

(7) 定款の変更に関する事項

(8) 本会の解散に関する事項

(9) 理事会が付議した事項

(10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項1号について臨時急施を要し、代議員会を招集する暇がないと認めるときは、理

事会の承認を経て、これを処理することができる。この場合、会長は、次の代議員会においてこれを報告しなければならない。

3 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第59条第2項に定める事業報告
- (2) その他必要な会務報告

(代議員会の定足数及び決議)

第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代議員会の出席発言)

第26条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(代議員会の議事規則)

第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を得て、別に定める。

(石川県医師会代議員及び予備代議員の選定)

第28条 石川県医師会の代議員、及び同予備代議員は、別に定めるところにより、選挙する。

2 選出の基準は石川県医師会選挙規定の定めによるものとする。

第6章 役員等

(役員等)

第29条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 会長及び副会長1名を法人法上の代表理事とする。

(理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長（代表理事）は、会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結のときまでとする。

- 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第33条 理事及び監事は、別に定めるところにより会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

(役員補欠の選任)

第34条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、すみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等にかかる議決権行使の制限)

第36条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要す

る。

(役員解任)

第37条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第38条 理事及び監事に対して、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員責任免除)

第39条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第40条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期とする。

4 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第7章 理事会

(理事会)

第41条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織し、会長がこれを招集しその議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

（理事会への報告の省略）

第43条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

（理事会への出席発言）

第44条 代議員会議長、副議長は理事会に出席して意見を述べることができる。

（議事録）

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長（代表理事）及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第8章 裁定委員会

（裁定委員会）

第46条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、11名の裁定委員をもって組織する。

（裁定委員の選任）

第47条 裁定委員は、会員の中から、代議員会において選任する。

（裁定委員の任期）

第48条 裁定委員の任期は、第32条第1項（役員任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職の禁止)

第49条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第50条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第13条第1項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛争に関する調停)

第51条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛争に関して、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第52条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第53条 会長は、特に必要があると認める場合に委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第54条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項については、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第55条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第11章 資産及び会計

(本会の経費)

第56条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金及びその他の収入金をもってこれに充てる。

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第58条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号、第4号、第6号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定例代議員会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第60条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第61条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規定等)

第62条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第63条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第59条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第64条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第13章 雑 則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第66条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行規則)

第67条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

(公告)

第68条 本会の公告は、電子公告により行う。

(委 任)

第69条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人法並びに公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（代議員及び予備代議員に関する経過措置）

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（代議員会の議長及び副議長に関する経過措置）

3 この定款施行の際、現に代議員の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（会長等に関する措置）

4 この法人の最初の会長は竹田康男、副会長（代表理事）は安田健二とする。

（裁定委員に関する経過措置）

5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（顧問に関する経過措置）

6 この定款施行の際、現に顧問の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、顧問として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（委員会委員に関する経過措置）

7 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（職員に関する経過措置）

8 この定款施行の際、現に本会の職員で在る者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

（計算書類等の作成等に関する経過措置）

9 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第57条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 平成29年2月に選出される代議員の任期は、本定款本文の規定にかかわらず、選出後最初に到来する4月1日から1年間とする。

2 平成29年6月の定例代議員会で選任される理事及び裁定委員の任期は、本定款本文の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結のときまでとする。

3 平成29年6月の定例代議員会で選任される監事の任期は、本定款本文の規定にかかわらず、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結のときまでとする。

4 本附則は、以上により選任された代議員及び裁定委員が退任したとき、及び理事・監事の退任登記が完了したとき、随時将来に向けて削除される。